

佐 情 個 第 2 号
平成 2 9 年 5 月 3 1 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 松 尾 弘 志

佐賀県個人情報保護条例の改正に関する事項について(答申)

平成 2 9 年 5 月 1 1 日付け法私第 3 0 5 号で諮問のあった事項について、当審査会の意見は下記のとおりです。

記

1 個人情報の定義について

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、「法律」という。)に倣い、個人情報の定義を明確化する佐賀県個人情報保護条例(以下、「条例」という。)の改正を行うことについて、適当なものと認めます。

2 機微情報に係る規定について

条例における機微情報の収集の制限を維持しつつ、法律で新しく規定された「要配慮個人情報」の項目と一致させる改正を行うことについて、適当なものと認めます。

なお、実施機関が条例で取扱いを原則禁止とする項目を取り扱う場合には、当審査会への諮問が必要となる場合があることから、改正する規定の施行日までに所要の手続を行うための相当の期間を設けるなど、事務の遂行に支障がないよう配慮すること。